

就学奨励費について

1. 目的

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校に就学している幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、負担能力の程度に応じて、就学に必要な経費のいくつかについて、国と県が負担するものです。

2. 支給区分

世帯の収入状況、世帯員数等により次の三段階に区分されます。

一段階	所得比率が 1.5 未満の世帯又は生活保護世帯	全額支給
二段階	所得比率が 1.5 以上 2.5 未満の世帯	半額支給 (一部全額支給)
三段階	所得比率が 2.5 以上の世帯	支給なし (一部支給あり)

※所得比率とは収入額を需要額で除したものです。

※支給内容については、次頁を参照してください。

3. 支給方法

銀行口座振込で、4月分から翌年3月分までを毎月または学期毎に(経費の限度額に達するまで)支給します。

なお、学校給食費、(寄宿舍)食費、教科書代、行事バス代、修学旅行費等業者へ直接支払う場合もあります。

4. 個人情報の保護

就学奨励費の支給のために提出していただいた個人情報は、その目的のためにのみ利用します。